

発委第1号

## 飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

提出者 飯田市議会 議会運営委員会  
委員長 井坪 隆

記

### 飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号イ(ア)中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同イ中(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) こども未来健康部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。